



COVID-19 関連法令 (十一)

嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例第9-1条により政府から受領する助成金、補助、手当、奨励及び補償は所得税の納付が免除される

現在、多くの会社が助成金又は補助を申請していますが、申請した収入が嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例又は伝染病予防治療法第53条と関連する場合、受領した現金収入に対する所得税は納付が免除されます。以下の法令をご参照ください。

法令	内 容
嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例第9-1条	<p>嚴重特殊伝染性肺炎の影響を受け、本条例、伝染病予防治療法第53条又はその他の法律規定に基づき、政府から受領する助成金、補助、手当、奨励及び補償については、所得税の納付を免除する。</p> <p>前項の政府から受領する助成金、補助、手当、奨励及び補償については、抵当、差押え、担保又は強制執行の対象とすることはできない。</p> <p>(本条例の施行期間は2020年1月15日から2021年6月30日まで)</p>
嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例第9条 (本条例)	<p>嚴重特殊伝染性肺炎の影響を受け、経営が困難になった産業、事業、医療(事務) 機関及び関連業務に従事する人員は、目的事業主務機関により救済、助成金、振興措置及びその従業員に必要な協力を提供することができる。</p> <p>医療機関が中央流行疫情指揮センターの防疫の必要により診療を停止した場合、政府は適切な補償を与えなければならない。</p> <p>前2項の産業、事業、医療(事務)機関の認定、救済、助成金、補償、振興措置の項目、基準、金額及びその他の関連事項の細則は、各中央目的事業主務機関が制定し、行政院が審査し定める。</p>
所得税納付免除の判断	<p>嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例第9条第2項の規定により、政府から受領する助成金、補助、手当、奨励及び補償等は、その法的根拠又は細則から嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例又は伝染病予防治療法第53条と関連するか否かを判断した上で免税所得とすることが出来る。(現在、經濟部、交通部、衛生服務部、行政院農業委員会、文化部等その他部会による細則がある。)</p>

伝染病予防治療 法第53条

中央流行疫情指揮センターの設置期間中、指揮官は防疫の必要に基づき、中央主務機関に対し、第39条、第44条及び第50条の処置を柔軟に調整するよう指示することが出来る。

前項の期間中、各政府機関は指揮官の指示に基づき、公立・私立医療機関又は公共場所を指定又は徴用し、検疫又は隔離場所を設立することが出来る。また予防治療作業に協力するため、関連人員を招集することが出来る。必要時には支援を受けるため、国軍医院の指定を国防部と調整することが出来る。指定、徴用、招集又は隔離検疫者の受入れにより生じた損失に対し、相応する補償を支給する。

前項の指定、徴用、招集、隔離検疫者の受入れに関する作業手続、補償方法及びその他遵守すべき事項に係る細則は中央主務機関が制定する。

伝染病予防治療 法第39条

医師による患者の診療、又は医師や法医学者による検査、遺体解剖により、伝染病又は伝染病の疑いを発見した場合、即時必要な感染制御措置をとり、現地主務機関に報告しなければならない。

前項の病例報告について、第一類、第二類伝染病は二十四時間以内に完了しなければならない。第三類伝染病は一週間以内に完了しなければならない。必要時は中央主務機関が調整することが出来る。第四類、第五類伝染病の報告は中央主務機関が公告する期限及び規定する方法に基づく。

医師が対外的に関連個別案件の病状を説明する際、先に現地主務機関に報告し、実証を得なければならない。

医療事務機関、医師、法医学者及び関連機関(機構)は主務機関の要請に基づき、伝染病患者又はワクチン接種後、副作用の発生が疑われる個別案件の診療記録、病歴、関連検査結果、治療状況及び解剖鑑定報告等の資料を提供しなければならない。拒絶、回避又は妨害してはならない。中央主務機関は疫情の流行を制御するため、伝染病又はワクチン接種による死亡の資料を公布することができ、捜査非公開の制限を受けない。

第一項及び前項の報告又は提供した資料に不備がある場合、主務機関得は期限を定めてその補正を命じることができる。

伝染病予防治療 法第44条

主務機関による伝染病患者に対する処置措置は以下の通り。

- 一、第一類伝染病患者は指定隔離治療機関にて隔離治療を受けなければならない。
- 二、第二類、第三類伝染病患者は必要時において、指定隔離治療機関にて隔離治療を受けることが出来る。
- 三、第四類、第五類伝染病患者は中央主務機関が公告する予防治療措置に基づき処置される。

主務機関は伝染病患者に対し隔離治療を行う際、強制隔離治療の翌日から三日以内に隔離治療通知書を作成し、本人又はその家族に送達し、副本を隔離治療機関に送達しなければならない。

第一項各号の伝染病患者が主務機関による隔離治療を受けた場合、その費用は中央主務機関が編成した予算で対応する。

**伝染病予防治療
法第50条**

医療事務機関又は現地主務機関は伝染病又は伝染病の疑いにより死亡した遺体について、消毒又はその他必要な処置を行わなければならない。死亡者の家族及び葬儀サービス業者はこれを拒絶、回避又は妨害してはならない。

前項の遺体について、中央主務機関が病理解剖を実施しなければ、伝染病の病因の把握、又は伝染病の流行の制御に不十分であると判断した場合、病理解剖検査を行うことができ、死亡者の家族は拒絶することは出来ない。

予防接種による死亡が疑われる遺体について、中央主務機関が病理解剖を実施しなければ、死因の把握に不十分であり全体の防疫の利益に影響すると判断した場合、病理解剖検査を行うことが出来る。

死亡者の家族は、第一類伝染病に感染したことが確認された遺体については二十四時間以内に、第五類伝染病に感染したことが確認された遺体については中央主務機関が公告した期限までに納棺し火葬しなければならない。その他の伝染病により死亡した遺体については、火葬できない特殊な原因がある場合は、地方主務機関に届出し承認を得た後、規定に基づいて埋葬しなければならない。

第二項の病理解剖検査を行う場合、中央主務機関が定めた補助基準に基づき、その葬儀費用を補助する。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先
日本語対応可能

台北市信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園區展業一路11号

T : +886 3 579 9955

F : +886 3 563 2277

台南事務所

台南市中央区700民生路2段279号16F

T : +886 6 211 9988

F : +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F

T : +886 4 2415 9168

F : +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12F
の6

T : +886 7 213 0888

F : +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584

E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991

E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾